

お客さま各位

水戸証券株式会社

「インターネット取引取扱規定」の一部改定について

標記の件、オンライントレードまたは情報提供サービス利用時の多要素認証必須化や法令の施行・変更等に伴い、2025年9月1日より「インターネット取引取扱規定」について、以下の通り改定がございますのでご案内いたします。

ただし、「インターネット取引取扱規定」第2条第3項、第5条、第17条第1項第1号、第17条第1項第2号については、2025年5月26日より適用しております。

(下線部分が変更箇所です)

| 新 (変更後) | 旧 (変更前) |
|--|--|
| (規定の趣旨) 第1条 (現行通り) | (規定の趣旨) 第1条 (省略) |
| (本サービスの利用) 第2条 (現行通り) (1) ~ (3) (現行通り) | (本サービスの利用) 第2条 (省略) (1) ~ (3) (省略) |
| 2 <u>本サービスは、お客さまが利用時に使用する部 店コード、口座番号および初期ログインパスワ ード、初期取引パスワード (以下両パスワードをあ わせて「初期パスワード等」といいます。)</u> で初 回認証ならびに当社所定の方法により当社に対 し利用申込手続きを完了した時以降に利用す ることができます。また、お客さまがご利用時に使 用する当社登録の部店コード、口座番号およびお 客さまが登録されるログインパスワード、取引パ スワード (以下両パスワードをあわせて「パスワ ード等」といいます。) が一致した場合に利用す ることができます。 | 2 <u>当サービスは、当社が申込を受付け、所定の手続 きを完了した時以降に利用することができます。</u> また、お客さまがご利用時に使用する当社登録の 部店コード・口座番号およびお客さまが登録され るパスワードが一致した場合に利用することが できます。 |
| 3 <u>本サービスのうち、当社が定める所定の手続き (ログイン時、出金時等) をお客さまが行う際 は、前項の部店コード、口座番号およびパスワ ード等での本人認証に加え、原則として、その 手続き毎に当社が定める追加的な本人確認方法 (メール認証、ワンタイムパスワード等、以下 これらをあわせて「多要素認証」といいます。)</u> をご利用いただく必要があるものとします。 | (新設) |
| (法令などの遵守) 第3条 (現行通り) | (法令などの遵守) 第3条 (省略) |
| (自己責任の原則) 第4条 お客さまは証券取引のリスクおよび本サービ スの特殊性を理解したうえで、 <u>本規定</u> の内容を十 分把握し、自らの責任と判断において当社との取 | (自己責任の原則) 第4条 お客さまは証券取引のリスクおよび本サービ スの特殊性を理解したうえで、 <u>本規程</u> の内容を十 分把握し、自らの責任と判断において当社との取 |

| | |
|--|---|
| <p>引を行うものとします。</p> <p>(パスワード管理)</p> <p><u>第5条</u> <u>お客さまが利用時に使用するパスワード等(初期パスワード等を含みます。)</u>は、<u>お客さまご自身の責任において厳重に管理するものとし、これらの使用はお客さまご自身のみとし、第三者への貸与または譲渡することはできません。</u></p> <p><u>2</u> <u>お客さまが利用時に使用するパスワード等は当社所定の方法により、お客さまご自身で変更することができます。</u></p> <p><u>3</u> <u>お客さまが利用時に使用するパスワード等を失念された場合は、当社所定の手続きにより再発行を行います。</u></p> <p>(利用時間)</p> <p><u>第6条</u> (現行通り)</p> <p>(取引の種類)</p> <p><u>第7条</u> (現行通り)</p> <p>(取扱銘柄)</p> <p><u>第8条</u> (現行通り)</p> <p>(注文数量の範囲)</p> <p><u>第9条</u> (現行通り)</p> <p>(注文有効期間)</p> <p><u>第10条</u> (現行通り)</p> <p>(注文の受付)</p> <p><u>第11条</u></p> <p>(1) ~ (2) (現行通り)</p> <p>2 (現行通り)</p> <p>(1) <u>お客さまの取引注文が本規定第7条、第8条、第9条、第10条に定める事項のいずれかに反している場合。</u></p> <p>(2) (現行通り)</p> <p>(注文の取消・変更)</p> <p><u>第12条</u> (現行通り)</p> <p>(注文の執行)</p> <p><u>第13条</u> (現行通り)</p> <p>2 (現行通り)</p> <p>(1) <u>お客さまが委託された注文取引の内容、あるいは受付後執行するまでに当該注文が本規</u></p> | <p>引を行うものとします。</p> <p>(新設)</p> <p>(利用時間)</p> <p><u>第5条</u> (省略)</p> <p>(取引の種類)</p> <p><u>第6条</u> (省略)</p> <p>(取扱銘柄)</p> <p><u>第7条</u> (省略)</p> <p>(注文数量の範囲)</p> <p><u>第8条</u> (省略)</p> <p>(注文有効期間)</p> <p><u>第9条</u> (省略)</p> <p>(注文の受付)</p> <p><u>第10条</u></p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(1) <u>お客さまの取引注文が本規定第6条、第7条、第8条、第9条に定める事項のいずれかに反している場合。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(注文の取消・変更)</p> <p><u>第11条</u> (省略)</p> <p>(注文の執行)</p> <p><u>第12条</u> (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(1) <u>お客さまが委託された注文取引の内容、あるいは受付後執行するまでに当該注文が本規</u></p> |
|--|---|

| | |
|---|---|
| <p>定第7条、<u>第8条</u>、<u>第9条</u>、<u>第10条</u>に定める事項のいずれかに反することになった場合。</p> <p>(2) ~ (6) (現行通り)</p> <p>(注文の照会)</p> <p><u>第14条</u> (現行通り)</p> <p>(手数料)</p> <p><u>第15条</u> (現行通り)</p> <p>(金銭の受渡方法)</p> <p><u>第16条</u> (現行通り)</p> <p>(免責事項)</p> <p><u>第17条</u> 当社は、次に掲げる事項により生じるお客さまの損害については、<u>直接的に生じたか、間接的に生じたかを問わずその責を負わないもの</u>とします。</p> <p>(1) 本サービスのご利用に関し、お客さまが使用された部店コード、口座番号、パスワード等がお客さまご自身で入力したか否かに拘わらず予め当社に登録されているものとの一致を確認して行った取引。<u>なお、この規定は、第2条第3項に規定する当社が提供する多要素認証について、お客さまがその利用設定をしているか否かに拘わらず行われた取引(出金等の各種手続きを含む)からお客さまに生じた損害を含むもの</u>とします。</p> <p><u>(2) お客さまの部店コード、口座番号およびパスワード等、取引情報等が漏洩し、盗用、不正使用(インターネット通信回線、コンピュータ等のシステム機器を介したもの等を含む)されたことにより生じた損害で、当社の故意または重大な過失に起因するものでない場合。</u></p> <p><u>(3)</u> (現行通り)</p> <p><u>(4)</u> 本規定<u>第13条</u>による取引。</p> <p><u>(5) ~ (6)</u> (現行通り)</p> <p>(本サービス利用の解除)</p> <p><u>第18条</u> (現行通り)</p> <p>(本サービス利用の禁止)</p> <p><u>第19条</u> (現行通り)</p> <p>(届出事項の変更)</p> <p><u>第20条</u> (現行通り)</p> | <p>定第6条、<u>第7条</u>、<u>第8条</u>、<u>第9条</u>に定める事項のいずれかに反することになった場合。</p> <p>(2) ~ (6) (省略)</p> <p>(注文の照会)</p> <p><u>第13条</u> (省略)</p> <p>(手数料)</p> <p><u>第14条</u> (省略)</p> <p>(金銭の受渡方法)</p> <p><u>第15条</u> (省略)</p> <p>(免責事項)</p> <p><u>第16条</u> 当社は、次に掲げる事項により生じるお客さまの損害については、その責を負わないものとします。</p> <p>(1) 本サービスのご利用に関し、お客さまが使用された部店コード、口座番号、パスワードがお客さまご自身で入力したか否かに拘わらず予め当社に登録されているものとの一致を確認して行った取引。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2)</u> (省略)</p> <p><u>(3)</u> 本規定<u>第12条</u>による取引。</p> <p><u>(4) ~ (5)</u> (省略)</p> <p>(本サービス利用の解除)</p> <p><u>第17条</u> (省略)</p> <p>(本サービス利用の禁止)</p> <p><u>第18条</u> (省略)</p> <p>(届出事項の変更)</p> <p><u>第19条</u> (省略)</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p><u>(規定の変更)</u></p> <p><u>第21条 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>付則</u></p> <p>1～5 (現行通り)</p> <p><u>6 この規定は令和7年9月1日より実施する。</u></p> | <p><u>(規程の変更)</u></p> <p><u>第20条 この規定は法令の変更、監督官庁の指示、もしくはその他必要が生じた場合は、変更されることがあります。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>付則</u></p> <p>1～5 (省略)</p> <p>(追加)</p> |
|---|---|